

証券コード 5204

2023年5月30日

(電子提供措置の開始日2023年5月25日)

株 主 各 位

愛知県岩倉市川井町 1 8 8 0 番地

石 塚 硝 子 株 式 会 社

代 表 取 締 役 石 塚 久 継
社 長 執 行 役 員

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第88回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ishizuka.co.jp/ir/index05.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード(5204)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主総会へのご出席は、開催日当日における新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調等をご勘案の上、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のいずれかをご表示のうえ、2023年6月15日（木曜日）午後5時15分までに到着するよう、ご返送いただくか、同期限までにインターネットによる議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、3～5頁の「議決権行使方法についてのご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月16日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 2階 201号室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場
ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項 (1) 第88期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第88期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◆当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。
また、株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◆書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

▶下記3つの方法がございます。

●インターネットによるご行使



行使期限

2023年6月15日（木曜日）
午後5時15分行使分まで

当社議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

▶「QRコードを読み取る方法「スマート行使」」については次頁をご参照ください。

●郵送によるご行使



行使期限

2023年6月15日（木曜日）
午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

●株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2023年6月16日（金曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

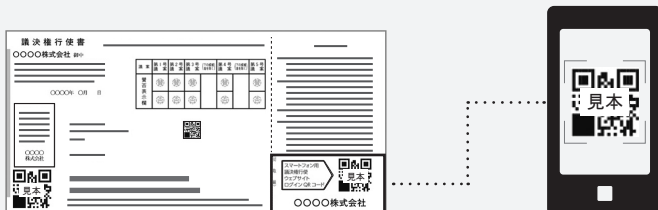
議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

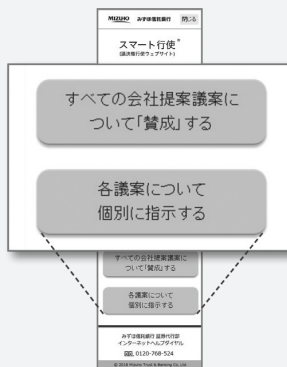
● QRコードを読み取る方法「スマート行使」 ●

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 | 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 | 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。詳細は次ページをご参照ください。

● 議決権行使ウェブサイトへのアクセス方法 ●

「議決権行使ウェブサイト」（下記 URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力の上、画面の案内に従って行使をしていただきますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック

3 パスワードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- ◎パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- ◎パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号 0120-768-524 （フリーダイヤル）

（ご利用時間 午前9時～午後9時（年末年始を除く））

事業報告

(自 2022年3月21日)
(至 2023年3月20日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和され、経済活動に持ち直しの動きがみられる一方、ウクライナ情勢をめぐる地政学的リスクの高まりに加えて、欧米諸国と日本の金融政策の違いなどから為替が円安に進行し、エネルギー価格をはじめとする諸資材価格が高騰するなど非常に厳しい状況で推移しました。

このような状況の中、長期的な視点で会社の方向を示すべきと考え、2019年に制定した新たな企業理念を踏まえ、ISHIZUKA GROUP 2030～挑戦し続けることにより、躍動する企業へ～を策定しました。また、これに基づき、2024年度中期経営計画「変化するスピードに負けない」を当期よりスタートし、①2024年度連結営業利益3,500百万円、②中堅・若手人財の育成への取り組み、③2030年CO2排出量50%削減（2015年対比）に向けたロードマップ作りとその実践に取り組んでおります。

業績につきましては、地政学的リスクの高まりに加えて為替が円安に進行したことにより、LNG及び電力などのエネルギー価格が高騰し、これに対する一部値上げとグループを挙げてのコスト削減に取り組むものの、グループ全体の売上高は56,749百万円（前期比－%）、営業利益2,210百万円（前期比15.4%減）、経常利益2,317百万円（前期比17.0%減）となりました。また、ガラスびん事業の生産拠点である姫路工場の生産停止に伴う損失として工場閉鎖関連損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益252百万円（前期比88.8%減）となりました。

(注) 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。これに伴い、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して大きく減少しております。そのため、当連結会計年度における経営成績に関する売上高の説明については、前期比(%)を記載せず(前期比－%)として表示しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【ガラスびん関連事業】

ガラスびんは、飲食店向けの需要が回復するとともに、エネルギー価格をはじめとした諸資材価格高騰に対する製品への価格転嫁が徐々に市場に浸透したことにより、売上高は14,539百万円（前期比－%）となりました。

【ハウスウェア関連事業】

ガラス食器は、企業向けの業務用品及び景品の受注と「アデリアレトロ」などの一般市場向けの販売が堅調に推移しました。陶磁器は、海外のエアライン向けの受注が大きく回復したことにより、セグメント全体の売上高は13,244百万円（前期比－％）となりました。

【紙容器関連事業】

紙容器は、製品の主原料である原紙の調達コスト高騰に対する販売価格は正の取り組みを進めており、売上高は7,147百万円（前期比－％）となりました。

【プラスチック容器関連事業】

PETボトル用プリフォームは、最終製品の価格改定の影響もありましたが、行動制限の緩和や夏場の猛暑の影響もあり、主要ユーザーからの受注が増加し過去最高本数の出荷となり、売上高は14,526百万円（前期比－％）となりました。

【産業器材関連事業】

産業器材は、調理器用トッププレートの受注が堅調に推移し、売上高は2,498百万円（前期比－％）となりました。

【その他事業】

抗菌剤は、海外からの旺盛な需要が落ち着き、世界的なインフレ等の影響もあり出荷が伸び悩みました。金属キャップは、酒類及び医薬品向けともに堅調に推移し、セグメント全体の売上高は4,793百万円（前期比－％）となりました。

企業集団のセグメントの売上高

(単位：百万円)

区 分	当 期		前 期 金 額	増 減	
	金 額	構 成 比		金 額	増 減 率
ガラスびん関連	14,539	25.6%	14,099	439	－%
ハウスウェア関連	13,244	23.3%	11,403	1,840	－%
紙容器関連	7,147	12.6%	6,938	209	－%
プラスチック容器関連	14,526	25.6%	29,309	△14,783	－%
産業器材関連	2,498	4.4%	2,400	97	－%
報告セグメント計	51,955	91.6%	64,151	△12,195	－%
そ の 他	4,793	8.4%	5,232	△439	－%
計	56,749	100.0%	69,384	△12,635	－%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は5,788百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当連結会計年度において、ガラスびん事業の生産拠点である姫路工場の生産を停止しました。なお、生産停止後の姫路工場では、当社子会社の日本パリン㈱のPETボトル用プリフォームの新工場の建設を進めております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

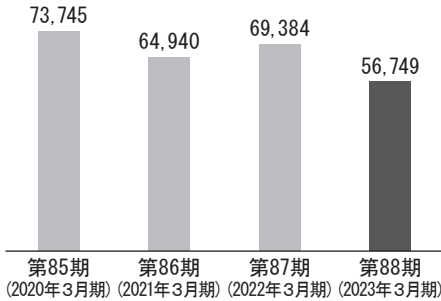
(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第85期 自2019.3.21 至2020.3.20	第86期 自2020.3.21 至2021.3.20	第87期 自2021.3.21 至2022.3.20	第88期(当期) 自2022.3.21 至2023.3.20
売 上 高 (百万円)	73,745	64,940	69,384	56,749
経 常 利 益 (百万円)	2,165	1,153	2,791	2,317
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△)	1,180	△3,023	2,254	252
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	281.89	△722.17	538.49	60.26
総 資 産 (百万円)	82,815	80,564	82,097	86,536
純 資 産 (百万円)	27,939	26,659	28,863	28,749
1株当たり純資産額 (円)	5,946.55	5,510.68	6,031.64	5,997.88

(注) 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第88期の財産及び損益の状況の推移の数値については、当会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

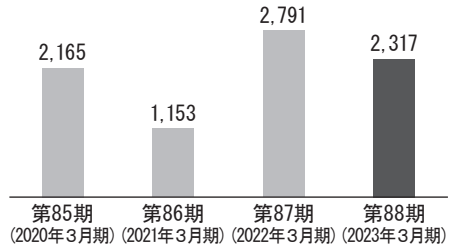
売上高

(単位：百万円)

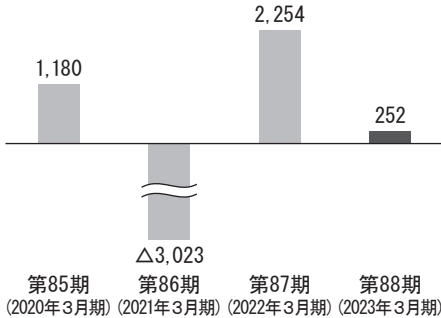


経常利益

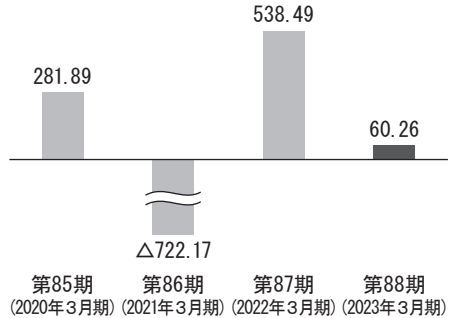
(単位：百万円)



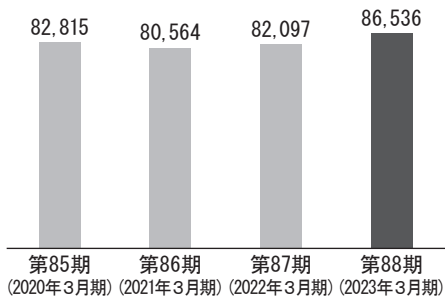
親会社株主に帰属する当期純利益又は
親会社株主に帰属する当期純損失 (単位：百万円)



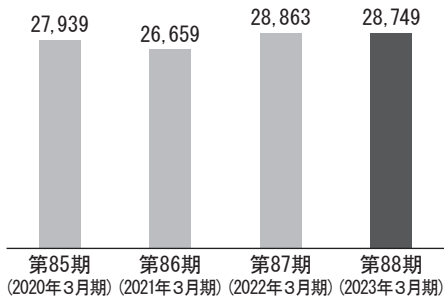
1株当たり当期純利益又は
1株当たり当期純損失 (単位：円)



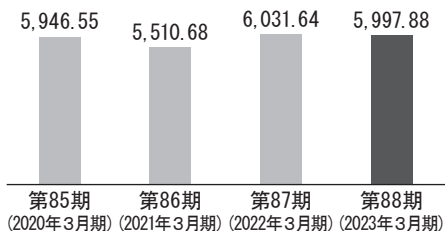
総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又 は 出 資	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
アデリア株式会社	100 百万円	100.00 %	ガラス食器の販売
石塚物流サービス株式会社	10	100.00	ガラス製品の保管・出荷
ウイストン株式会社	200	※ 100.00	プラスチック製品の製造・販売
石硝運輸株式会社	20	100.00	貨物運送
日本パリソン株式会社	1,530	※ 90.00	P E T ボトル用プリフォームの製造
久金属工業株式会社	60	※ 55.95	金属キャップ製品の製造・販売
北洋硝子株式会社	50	100.00	ガラス食器の製造
鳴海製陶株式会社	540	100.00	陶磁器・産業器材の製造・販売
三重ナルミ株式会社	100	※ 100.00	陶磁器の製造
PT. NARUMI INDONESIA	637	※ 100.00	陶磁器の製造
NARUMI SINGAPORE PTE LTD.	29	※ 100.00	陶磁器の販売
鳴海（上海）商貿有限公司	106	※ 100.00	陶磁器の販売
PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA	22	※ 100.00	陶磁器の販売
石塚王子ペーパーパッケージング株式会社	100	60.00	紙容器の製造・販売

(注) ※印は、子会社による出資を含む比率であります。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社は、2019年12月1日に創業200年を迎えるにあたり、新たな企業理念を制定しました。新たな企業理念では、次の100年に向けて、企業として更なる発展を続け当社グループのめざすべき姿を明確にしています。

<わたしたちの使命>

くらしに彩り、豊かさと安心をお届けします。

私たち石塚硝子はメーカーです。モノづくりを通じて社会に貢献することが私たちの存在意義です。ただし、私たちは単にモノを作って売っている訳ではありません。一つひとつの製品で、より良く、より便利に、より価値のある暮らしをつくり出したいという想いを込めてお客様に製品をお届けしています。当社で働くすべての社員がその想いを共有し、社会とその暮らしになくてはならない企業になりたいと考えています。

<わたしたちのビジョン>

価値あるモノづくりとともに、

社会で輝くヒトを育て、未来へ向かうユメを築きます。

ユメには2つの意味を込めています。一つは、価値あるモノづくりを続け、企業として成長すること、もう一つは、一人ひとりが人生に生き甲斐をもち、それぞれの願いを叶えていくことです。また価値あるモノづくりには、人財育成を通じたヒトづくりが欠かせません。これらが重なりあうことでいつの時代にも求められる企業であり続けることができると考えています。

<わたしたちの約束>

「誠実」「挑戦」「成長」

「誠実」は、200年の歴史で培った当社のDNAであり、すべてのステークホルダーに向き合う基本姿勢です。「挑戦」は、常に改善や新たな物事への挑戦を積極的に行うこと、また挑戦による失敗を恐れない風土を大切にしたいという意味を示しています。「成長」は、企業の成長という意味だけではなく、一人ひとりが豊かな人生を過ごすために、公私ともに成長して欲しいという想いを込めました。この3つの約束を合言葉に、私たちは未来に向かって進んでいきます。

② 中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標

ISHIZUKA GROUP 2030 ～挑戦し続けることにより、躍動する企業へ～
2024年度中期経営計画「変化するスピードに負けない」

現在も影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症をキッカケとして、顕在化していなかった課題が前倒しで表面化し、ニューノーマルの定着により消費者の行動や意識が変容するなど外部環境が大きく変化しました。このような状況下において、長期的な視点で会社の方向を示すべきと考え、2019年に制定した企業理念を踏まえ、ISHIZUKA GROUP 2030及び2024年度中期経営計画を策定しました。

ISHIZUKA GROUP 2030

コンセプト：～挑戦し続けることにより、躍動する企業へ～

- 重点ポイント：
- (1) 2030年度連結営業利益50億円
 - (2) ISHIZUKA GROUPを支える「ヒトづくり」
 - (3) 環境と調和した持続可能な未来社会への貢献



2024年度中期経営計画

コンセプト：「変化するスピードに負けない」

- 重点ポイント：
- (1) 2024年度連結営業利益35億円
 - (2) 中堅・若手人財の育成への取り組み
 - (3) 2030年CO2排出量50%削減（2015年対比）に向けたロードマップ作りと実践

1. 2024年度中期経営計画の主な取り組み

- (1) 2030年度の連結営業利益50億円に挑戦するため、以下の取り組みを進めて2024年度に連結営業利益35億円の達成をめざす
 - ・既存事業を強化しつつ、周辺の関連事業について取り込みを図り、採算を重視した積極的な取り組みを進める
 - ・新規事業はM&A投資も含め、将来の柱となる事業を創り出していく
- (2) 中堅社員の育成を早期に着手し、将来の中核となる人財の育成を精力的に行う
- (3) 社会共通の目標であるCO2排出量削減に取り組むため、まずはグループ全体の方針作りに着手し、2030年度の目標達成に向けたロードマップ作りとその実践に取り組む

2. 経営環境、中期的な経営戦略、優先的に対処すべき事業上の課題

<ガラスびん関連事業>

ガラスびん市場は、他素材容器の置換などによる市場の縮小に加え、飲食店の時短営業などにより市況が急激に悪化しました。また、ウクライナ情勢をめぐり地政学的問題などにより、LNG価格の高騰や原材料の調達が難しくなるなど外部環境が大きく変わりました。

このような状況下において、生産拠点である姫路工場の操業を2022年に停止しました。岩倉1工場体制における最適なオペレーションの構築と実施をするとともに、品質面などの付加価値を高め、原燃料価格の高騰に対応した販売価格是正への取り組みを進めます。

<ハウスウェア関連事業>

ガラス食器の国内市場は人口の推移にあわせて縮小傾向にあり、将来のマーケットを見据えて新たな生産体制に移行しました。生産効率を最大限に高めるための販売戦略を進めるとともに、昨今の諸資材価格高騰に連動した価格改定の取り組みを行います。また、東京ミッドタウン八重洲内に「津軽びいどろ」の直営店をオープンしました。消費者ニーズを的確に捉え、ネットを含めたリテールビジネスの強化を図ります。

陶磁器は、国内事業はBtoCでは既存販路の再構築と新販路での売上拡大を継続するとともに、ECビジネスの拡大を図ります。BtoBでは、選択と集中による効率化、新規顧客開拓を柱とした取り組みを進め収益力を回復します。海外事業は、安定受注の確保のため各販売セグメントの需要にあわせたリソースの選択と集中を行い、拡大施策を着実に実行することで収益力を向上します。

<紙容器関連事業>

屋根型飲料用紙容器の主原料である原紙は、急激な円高進行やパルプやチップ等の木質資源の世界的な需給ひっ迫の影響により価格が大幅に高騰しています。

原紙価格高騰に対応した販売価格是正を進めるとともに、国内産原紙を使用した製品提案を進めることで、仕入価格抑制・品質安定・不安定なサプライチェーンから脱却し、収益基盤の安定化を図ります。また、未来へつなげる環境経営を積極的に進め、海外市場の拡大・紙器の開発など事業ドメインを拡大し、紙製品の新たな可能性を追求します。

<プラスチック容器関連事業>

PETボトル飲料市場は、清涼飲料水市場の成長率が鈍化傾向にあります。新型コロナウイルス感染症による行動制限が大幅に緩和されることもあり、需要が伸長する見込みです。また、業界全体としてCO2排出削減に向けたボトルto

ボトルの取り組みの強化が加速しています。

姫路工場に新たに建設するPETボトル用プリフォーム場では、リサイクルPET原料を使用した資源循環型のボトルtoボトルの取り組みを推進することで、廃棄物の問題解決やCO2排出削減など社会価値の向上につながる事業活動を展開してまいります。さらに、生産性向上に努め高品質な製品を供給することで顧客満足度を高めるとともに、非清涼飲料水市場の取引拡大に向けた取り組みを進めます。

また、ウイストン㈱が製作・販売するプラスチックボトルでは、環境に配慮した新たな技術・製品開発を進めて顧客ニーズに応じていきます。

<産業器材関連事業>

調理器用トッププレートにおいては、差別化技術の確立により商品の付加価値を高めることに加えて、工程のIoT化を推進し生産状況をリアルタイムに見える化することなどで製造合理化を図り、安定的な生産量を確保し諸資材価格高騰の対応を図ります。また、培ってきた既存技術を応用した材料開発を進め、新商材に関する顧客獲得と販路を構築します。

<その他事業>

抗菌剤は新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響もあり88期の上半期は継続して旺盛な需要がありましたが、アフターコロナや世界的なインフレの影響などにより、下期は受注が大きく落ち込みました。このような市場変化に対応するため、低価格帯の製品開発や機能改良を通じて抗菌剤の使用可能な用途拡大を進めていきます。

新事業関連では、2022年にクラウドファンディングを経て販売を開始した口臭ケアはみがき「デオグラオーラテック」は、大手販売店での取り扱いを開始しました。今後は関連製品の拡充を進めるとともに、次世代ビジネスの事業化準備を始めます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2023年3月20日現在)

セグメントの名称	主要商 品
ガラスびん関連	洋雑酒びん、清涼飲料水びん、清酒びん、食料・調味料びん
ハウスウェア関連	ガラス食器、貯蔵びん、陶磁器
紙容器関連	紙容器、紙容器に係る充填機
プラスチック容器関連	PETボトル用プリフォーム、プラスチック容器
産業器材関連	加熱調理器具のトッププレート
その他	抗菌剤、キャップ

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月20日現在)

会 社 名	名 称 及 び 所 在 地	
当 社	本 社	愛知県岩倉市
	東 京 支 店	東京都江東区
	大 阪 支 店	大阪市淀川区
	ハウスウェアカンパニー 西 部 営 業 部	大阪市大正区
	九 州 支 店	福岡市博多区
	岩 倉 工 場	愛知県岩倉市
	東 京 工 場	茨城県猿島郡境町
	姫 路 工 場	兵庫県姫路市
	福 崎 工 場	兵庫県神崎郡福崎町
アデリア株式会社	東京都江東区	
石塚物流サービス株式会社	愛知県岩倉市	
ウイストン株式会社	愛知県海部郡蟹江町	
石硝運輸株式会社	愛知県岩倉市	
日本パリソン株式会社	茨城県猿島郡境町	
久金属工業株式会社	大阪市西成区	
北洋硝子株式会社	青森県青森市	
鳴海製陶株式会社	名古屋市緑区	
三重ナルミ株式会社	三重県志摩市	
PT. NARUMI INDONESIA	インドネシア	
NARUMI SINGAPORE PTE LTD.	シンガポール	
鳴海（上海）商貿有限公司	上海市（中国）	
PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA	インドネシア	
石塚王子パーパーパーパッケージング株式会社	兵庫県神崎郡福崎町	

(9) 使用人の状況 (2023年3月20日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ガラスびん関連	163 (20)名	137名減 (10名減)
ハウスウェア関連	767 (94)名	10名減 (21名増)
紙容器関連	184 (26)名	6名増 (一名)
プラスチック容器関連	271 (154)名	一名 (11名減)
産業器材関連	62 (25)名	4名減 (13名増)
報告セグメント計	1,447 (319)名	145名減 (13名増)
その他	336 (171)名	5名減 (8名増)
全社(共通)	84 (16)名	1名減 (3名増)
合計	1,867 (506)名	151名減 (24名増)

(注) 使用人数の()内は、パート及びアルバイト等の臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
457 (33)名	139名減 (10名減)	43歳2ヵ月	18年5ヵ月

セグメントの名称	使用人数	前事業年度末比増減
ガラスびん関連	163 (20)名	137名減 (10名減)
ハウスウェア関連	122 (3)名	1名増 (一名)
プラスチック容器関連	15 (一名)	一名 (一名)
報告セグメント計	300 (23)名	136名減 (10名減)
その他	92 (1)名	1名減 (一名)
全社(共通)	65 (9)名	2名減 (一名)
合計	457 (33)名	139名減 (10名減)

(注) 1. 上記使用人には、他の法人等への出向者292名は含んでおりません。
2. 使用人数の()内は、パート及びアルバイト等の臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数で記載しております。
3. ガラスびん関連事業の従業員数が減少しておりますが、その主な理由はガラスびん生産体制の再編による姫路工場でのガラスびんの生産停止に伴う離職によるものです。

(10) 主要な借入先 (2023年3月20日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,189百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,000
株式会社みずほ銀行	2,081
株式会社三菱UFJ銀行	1,470
株式会社大垣共立銀行	1,358

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益状況に対応した配当を行うことを基本としておりますが、何よりも先ず安定的な配当の継続を重要な方針といたしております。内部留保につきましては、財務体質の強化を進めるとともに、その充実を図り堅実な経営基盤の確保に努めてまいります。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当期につきましては2023年5月31日を効力発生日として、期末配当を1株当たり35円とさせていただくことを2023年4月26日開催の取締役会で決定いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2023年3月20日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,219,554株 (うち自己株式33,933株)
- ③ 株主数 8,770名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
明治安田生命保険相互会社	219千株	5.24%
INTERACTIVE BROKERS LLC	207	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	179	4.28
株式会社みずほ銀行	173	4.14
第一生命保険株式会社	150	3.58
株式会社三菱UFJ銀行	131	3.14
東朋テクノロジー株式会社	130	3.10
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	113	2.71
愛知時計電機株式会社	96	2.29
石 塚 芳 三	88	2.12

(注) 持株比率は自己株式 (33,933株) を控除して計算しております。

(2) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月20日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	石 塚 久 継	社長執行役員 遠東石塚グリーンベット株式会社代表取締役 日本パリソン株式会社代表取締役会長
取 締 役	畔 柳 博 史	常務執行役員 経営企画部長兼財務部長 内部統制担当 グループ連携担当 人事・総務部管掌 久金属工業株式会社取締役 鳴海製陶株式会社取締役 石硝運輸株式会社取締役
取 締 役	北 山 聡	執行役員 ハウスウェアカンパニー社長 アデリア株式会社取締役 鳴海製陶株式会社取締役 北洋硝子株式会社取締役
取 締 役	下 宮 尚 己	執行役員 新事業・機能材料カンパニー社長
取 締 役	後 藤 武 夫	弁護士
取 締 役	安 北 千 差	
常 勤 監 査 役	大 橋 茂 夫	日本パリソン株式会社監査役 石塚物流サービス株式会社監査役 ウイストン株式会社監査役 石硝運輸株式会社監査役 アデリア株式会社監査役 鳴海製陶株式会社監査役 久金属工業株式会社監査役 北洋硝子株式会社監査役 石塚王子ペーパーバックージング株式会社監査役
監 査 役	加 藤 茂	弁護士
監 査 役	小 栗 悟	税理士

- (注) 1. 取締役後藤武夫、安北千差の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役加藤茂、小栗悟の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役後藤武夫、安北千差、監査役加藤茂、小栗悟の四氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役小栗悟氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 2022年9月21日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
下宮 尚己	執行役員 新事業・機能材料カンパニー社長兼イノベーション推進部長	執行役員 新事業・機能材料カンパニー社長

2023年5月9日付で次のとおり異動がありました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
畔柳 博史	常務執行役員 経営企画部長兼財務部長 内部統制担当 グループ連携担当 人事・総務部管掌 久金属工業株式会社取締役 鳴海製陶株式会社取締役 石硝運輸株式会社取締役	常務執行役員 経営企画部長兼財務部長 内部統制担当 グループ連携担当 人事・総務部管掌 未来挑戦部管掌 久金属工業株式会社取締役 鳴海製陶株式会社取締役 石硝運輸株式会社取締役

6. 取締役畔柳博史氏は、2023年6月15日付で人事・総務部管掌が解除されます。
7. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は、後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の会社法上の取締役および監査役、並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員とし、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、取締役の月額報酬は、役位、職責、当社の業績、従業員の給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する「固定報酬」と、月額報酬の一部を役員持株会を通じて市場から自己株式を取得する方法である「株価連動型報酬」としてしております。業績連動報酬は、当社中期経営計画の基本方針として目標値に掲げている連結営業利益率を指標とし、賞与として支給することがあるとしております。取締役の個人別報酬額算定方法の原案の決定は、コーポレートガバナンス委員会により決定し、その原案をもとに取締役会において委任された代表取締役が報酬額を決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項及び取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当社においては、個人別報酬額について取締役会決議にもとづき代表取締役社長執行役員石塚久継がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価分配とすることとしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。そのため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			支給人員
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (内社外取締役)	89百万円 (11百万円)	—	—	6 名 (2 名)
監 査 役 (内社外監査役)	26百万円 (11百万円)	—	—	3 名 (2 名)
合 計	116百万円	—	—	9 名

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第72回定時株主総会において年額220百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は5名です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月15日開催の第72回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。
 4. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	後 藤 武 夫	株式会社シイエム・シイ 社外監査役

- (注) 1. 当社と株式会社シイエム・シイとの間には、特別の関係はありません。
 2. 取締役安北千差、監査役加藤茂、監査役小栗悟の三氏は、重要な兼職はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	後藤 武夫	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回全てに出席し、取締役会における審議・報告に際して、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、各事業業績及び契約事項等に関する法的観点から積極的な関与と助言を行っております。
取締役	安北 千差	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回全てに出席し、主にデザイナーとしての専門的見地から発言を行っております。また、流通業界における豊富な経験と知識から、コロナ禍における市場環境の変化に関する助言を行っております。
監査役	加藤 茂	当事業年度に開催した取締役会14回のうち12回に出席、また、監査役会7回のうち7回全てに出席し、取締役会・監査役会における審議・報告に際して、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	小栗 悟	当事業年度に開催した取締役会14回のうち11回に出席、また、監査役会7回のうち6回に出席し、取締役会・監査役会における審議・報告に際して、主に税理士として財務及び会計の専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 責任限定契約の概況

当社と社外取締役2名及び社外監査役2名は、会社法第427条第1項並びに当社定款第31条第2項、第39条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち、会計監査人設置会社である日本パリゾン株式会社及び鳴海製陶株式会社は有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準の適用準備に関する助言・指導業務」についての対価を支払っています。
4. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性の検討をした結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、「収益認識に関する会計基準」の適用に係る助言・指導業務等についての対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムに関する基本的な考え方について、下記のとおり決議しております。

1. 内部統制システムの基本方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役は経営理念や石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、法令及び定款に適合するための体制整備に努める。
 - ② コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、その他の社内規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録し、適正に保存及び管理する。

- (3) 当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理の実効性を確保し、適切な対応を図るため、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理の基本方針並びにその推進体制、その他重要事項を決定する。これに基づき、リスクの未然防止などの事前対応とリスクが顕在化したときの事後対応を行う。
 - ② リスク管理委員会の下にリスク管理推進委員会を設置し、当社グループのリスクを抽出し、低減策を実行する。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 石塚硝子グループ中期経営計画及び年度経営計画を策定し、部門毎に方針を明確化し、一貫した管理を行う。
 - ② カンパニー制及び執行役員制により、担当業務と職務権限を明確にし、職務の効率化を図る。

- (5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 石塚硝子グループコンプライアンス行動規範に基づき、研修等を通じて、当社グループのすべての役員及び社員等に対しコンプライアンスの徹底を図る。
 - ② 内部通報制度の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、内部監査部門による継続的監査を行う。
- (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの業務が法令及び定款に適合することを確保するため、経営理念と行動指針を当社グループ共通のものとし、人的交流等を通じてその浸透を図る。
 - ② 石塚硝子グループ管理規程に基づき、当社グループ相互の責任と権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
 - ③ 業務報告会を通じて、当社グループの情報の共有と経営の適正性の確保に努める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助するため、監査役の要請により合理的な範囲で監査役スタッフを置く。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する使用人の人事に係る事項については、事前に監査役会の同意を得る。
 - ② 監査役スタッフは、監査役の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査役の指揮命令下にあるものとし、取締役からの独立性を確保する。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役員及び社員等は、主な業務執行について、必要に応じ監査役に報告するほか、事業運営に重要な影響を与える事項については、都度報告をする。
 - ② 内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び社員等からの内部通報の状況について、必要に応じて、監査役に報告をする。

- ③ 報告をした役員及び社員等に対し、当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役監査の実効性を高めるために、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。
- ② 内部監査部門は、監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告をする。
- ③ 監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、石塚硝子グループコンプライアンス行動規範において市民生活の秩序や安全及び企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組む。また、平素より関係機関等からの情報収集に努め、所轄警察、顧問弁護士等と緊密に連携し適切に対処する体制を構築する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のための内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度における主な取り組みは、以下の通りであります。

(1) コンプライアンスに対する取り組み

石塚硝子グループコンプライアンス行動規範カードを当社グループのすべての役員及び社員等が携帯し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。また、石塚硝子グループの役員及び社員へ向けた研修を行い、コンプライアンスの周知を行っております。

当社は、内部通報窓口を設け、問題の早期発見と改善に努めております。

(2) リスク管理に対する取り組み

当社は「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会及びリスク管理推進委員会を設置しております。リスク管理委員会では、リスク管理の基本方針等を決定し、リスク管理推進委員会において、その方針に基づいたリスクを抽出・低減策を実行することによりリスクを管理しております。

(3) 職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当期において取締役会は14回開催され、各議案に対し活発な意見交換がなされております。

また、当社はカンパニー制及び執行役員制を導入し、経営の効率化を図っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組み

「石塚硝子グループ管理規程」を定め、業務の効率的な運営を図っております。また、毎月カンパニー社長会及び業務報告会を開催し情報の共有と経営の適正性を確保しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されております。当期において監査役会は7回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、社内の重要会議に出席し監査の実効性を高めております。

6. 会社の支配に関する基本方針の概要

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

① 「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社は1819年（文政2年）の創業以来、ガラスびん・ハウスウェア・紙容器・プラスチック容器・産業器材と事業領域を拡大し成長してきました。くらしに彩り、豊かさとお届けすることをくわたしたちの使命>とし、価値あるモノづくりとともに、社会で輝くヒトを育て、未来に向かうユメを築くことをくわたしたちのビジョン>としております。また、創業以来育んできた伝統と歴史を心に刻み、更なる飛躍に向けて、何事も「誠実」に向き合うこと、失敗を恐れることなく常に「挑戦」を続けること、そして一人ひとりが「成長」を忘れないことの3つをくわたしたちの約束>とし、社会に貢献する企業を目指して事業活動を行っております。

当社グループは、長期的な視点で会社の方向を示す『ISHIZUKA GROUP 2030～挑戦し続けることにより、躍動する企業へ～』を策定し、①2030年度連結営業利益50億円②ISHIZUKA GROUPを支える「ヒトづくり」③環境と調和した持続可能な未来社会への貢献を掲げました。これに基づき『2024年度中期経営計画 変化するスピードに負けない』をスタートし、①2024年度連結営業利益35億円②中堅・若手人財の育成への取り組み③2030年CO2排出量50%削減（2015年対比）に向けたロードマップ作りと実践に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の取締役は、6名（うち代表取締役1名、社外取締役2名）の構成とな

っており、法令及び定款に定める事項や経営戦略の立案、その他経営上の重要事項の意思決定と職務執行の監督・監視など全社経営機能を担っております。また、直接的な職務執行責任を明確に分離し、社内カンパニー制及び執行役員制度を導入しております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成する監査役会を開催するほか、自らの監査方針・監査計画に基づき各社内カンパニー・部門及びグループ会社の監査を実施すると共に取締役会・カンパニー社長会等の重要会議に出席し、職務の執行状況を監視できる体制としております。また、内部統制を実効あらしめるため、業務監査部を中心に、事業活動の全般にわたる管理・運営制度及び職務の執行状況の合法性、合理性について監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告すると共に会計監査人と連携し、業務改善への助言・提案を行っております。その他取締役・執行役員・連結子会社社長を構成メンバーとするリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク管理委員会を開催しております。

当社はこれらの取り組みとともに株主の皆様をはじめ従業員、お取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期安定的な向上を目指してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表いたします。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されます。当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期間は2025年6月に開催予定の定時株主総会終結時までとなっておりますが、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されることがあります。また、随時見直しを行い、株主総会における株主の皆様の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。
(参考URL <https://www.ishizuka.co.jp/news/index.html>)

(4) 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③合理的な客観的発動要件の設定をしていること、④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示をしていること、⑤株主意思を重視するものであること、⑥デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと、の理由から会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	42,862	流 動 負 債	22,866
現金及び預金	5,074	支払手形及び買掛金	9,782
受取手形及び売掛金	15,767	短期借入金	4,166
有 価 証 券	1,000	1年内償還予定の社債	539
商 品 及 び 製 品	10,517	リ ー ス 債 務	1,255
仕 掛 品	775	未 払 金	2,516
原材料及び貯蔵品	4,131	未 払 費 用	2,375
有償受給に係る資産	3,136	未払法人税等	293
そ の 他	2,463	賞 与 引 当 金	620
貸倒引当金	△4	そ の 他	1,316
固 定 資 産	43,514	固 定 負 債	34,920
有形固定資産	35,423	社 債	8,078
建物及び構築物	6,173	長期借入金	13,660
機械装置及び運搬具	4,017	リ ー ス 債 務	1,925
工具、器具及び備品	917	長期未払金	1,188
土 地	16,745	繰延税金負債	985
リ ー ス 資 産	3,456	再評価に係る繰延税金負債	3,399
建設仮勘定	4,113	役員退職慰労引当金	81
無形固定資産	121	汚 染 負 荷 量 引 当 金	402
ソフトウェア	90	退職給付に係る負債	5,120
そ の 他	31	そ の 他	79
投資その他の資産	7,968	負 債 合 計	57,787
投資有価証券	6,801	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	925	株 主 資 本	17,584
そ の 他	258	資 本 金	6,344
貸倒引当金	△17	資 本 剰 余 金	4,606
繰 延 資 産	159	利 益 剰 余 金	6,719
社 債 発 行 費	159	自 己 株 式	△86
資 産 合 計	86,536	その他の包括利益累計額	7,520
		その他有価証券評価差額金	2,241
		繰延ヘッジ損益	7
		土地再評価差額金	5,393
		為替換算調整勘定	△94
		退職給付に係る調整累計額	△27
		非支配株主持分	3,644
		純 資 産 合 計	28,749
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	86,536

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2022年3月21日)
(至 2023年3月20日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		56,749
売 上 原 価		43,666
売 上 総 利 益		13,082
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,871
営 業 利 益		2,210
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	234	
受 取 賃 貸 料	239	
為 替 差 益	283	
そ の 他	118	875
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	261	
賃 貸 収 入 原 価	157	
そ の 他	349	769
経 常 利 益		2,317
特 別 損 失		
工 場 閉 鎖 関 連 損 失	1,178	
減 損 損 失	113	1,291
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,025
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	516	
法 人 税 等 調 整 額	179	695
当 期 純 利 益		329
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		77
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		252

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

（自 2022年3月21日）
（至 2023年3月20日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,344	4,606	6,663	△85	17,528
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△7		△7
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	6,344	4,606	6,655	△85	17,520
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△188		△188
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			252		252
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	63	△0	63
当 期 末 残 高	6,344	4,606	6,719	△86	17,584

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,286	18	5,393	△19	39	7,719	3,616	28,863
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額								△7
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,286	18	5,393	△19	39	7,719	3,616	28,856
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△188
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								252
自 己 株 式 の 取 得								△0
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△45	△10	—	△75	△67	△198	28	△170
連結会計年度中の変動額合計	△45	△10	—	△75	△67	△198	28	△106
当 期 末 残 高	2,241	7	5,393	△94	△27	7,520	3,644	28,749

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 15社

連結子会社の名称

アデリア(株)、石塚物流サービス(株)、ウイストン(株)、石硝運輸(株)、日本パリソン(株)、久金属工業(株)、北洋硝子(株)、鳴海製陶(株)、三重ナルミ(株)、PT. NARUMI INDONESIA、NARUMI SINGAPORE PTE LTD.、鳴海（上海）商貿有限公司、PT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIA、大阪アデリア(株)、石塚王子ペーパーパッケージング(株)

(2) 非連結子会社の数 5社

非連結子会社の名称

石塚マシテクノ(株)、ISHIZUKA GLASS (UK) LTD.、NARUMI TABLEWARE USA, INC.、ISHIZUKA GLASS (EUROPE) GmbH、石塚硝子分割準備(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社5社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 なし

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 5社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

石塚マシテクノ(株)、ISHIZUKA GLASS (UK) LTD.、NARUMI TABLEWARE USA, INC.、ISHIZUKA GLASS (EUROPE) GmbH、石塚硝子分割準備(株)

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額が連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、久金属工業(株)、北洋硝子(株)、鳴海製陶(株)、三重ナルミ(株)、PT. NARUMI INDONESIA、NARUMI SINGAPORE PTE LTD.、鳴海（上海）商貿有限公司及びPT. NARUMI GLOBAL SUPPLY INDONESIAの決算日は12月31日であります。また、大阪アデリア(株)の決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの
市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

受払記録のあるもの

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他のもの

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社15社のうち10社が主に定額法、6社が主に定率法であります。

ただし、国内会社は、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～60年

機械装置及び運搬具 2年～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年3月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支払に備えるため、連結子会社の一部は役員退職慰労金の内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④汚染負荷量引当金

当社が吸収合併した旧㈱アサヒビールパックスが過去に有していた吹田及び関東工場に係る汚染負荷量賦課金の支払に備えるため、将来にわたって発生する汚染負荷量賦課金総額の現在価値を汚染負荷量引当金として計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、ガラスびん・ハウスウェア・紙容器・プラスチック容器・産業器材の製造及び販売、並びにこれらに関連した事業活動を展開しております。製品の製造・販売については、主に完成した製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しております。したがって、製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。また、輸出入取引については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負

担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

その他に、顧客から原材料等を仕入れ加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。また、販売手数料等の顧客に支払われる対価については、売上高から控除した金額で収益を認識しております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によって行うこととしております。なお、為替予約及び通貨オプションについては、振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下の通りです。

(1) 顧客に支払われる対価

販売手数料等の顧客に支払われる対価について、従来は主に販売費及び一般管理費に計上していましたが、売上高から控除する方法に変更しております。また、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、従来は仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識していましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 輸出取引

出荷時に収益を認識していた輸出版売の一部において、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。

(3) 消化卸型販売取引

百貨店等における消化卸型販売取引について、従来は顧客から受け取る額から販売店の手数料相当額を控除した純額で収益を認識していましたが、当該取引における役割が本人に該当することから、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が19,151百万円、売上原価が19,178百万円並びに営業外費用

が11百万円減少し、販売費及び一般管理費が30百万円増加しました。したがって、営業利益が3百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ8百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は7百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(ガラスびん事業、ガラス食器事業並びに紙容器関連事業の固定資産の減損損失の認識の要否)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、石塚硝子㈱のガラスびん事業の資産グループ(帳簿価額3,483百万円)及び石塚硝子㈱のガラス食器事業の資産グループ(帳簿価額2,524百万円)並びに石塚王子ペーパーパッケージング㈱の紙容器関連事業の資産グループ(帳簿価額1,033百万円)について減損の兆候が認められたことから、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが各資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは事業用資産について、主として事業単位でグルーピングを行っております。収益性の低下や著しい経営環境の悪化等により減損の兆候がある資産グループがある場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候がある資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、翌年度事業計画等を基礎としており、その主要な仮定はエネルギー価格とこれを反映した売上単価であります。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響

見積りの主要な仮定は、連結計算書類作成時点において入手可能な外部データや過去からの実績の長期趨勢に基づいており、地政学的問題を発端とするエネルギー価格の動向を予測することは難しく不確実性を伴うものであるため、割引前将来キャッシュ・フローの見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務

担保に供している資産

建物及び構築物	1,836百万円
機械装置及び運搬具	1,546
工具、器具及び備品	530
土地	8,409
投資有価証券	1,901
計	14,222

担保資産に対応する債務

短期借入金	310百万円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	95
未払金	195
長期未払金	978
計	1,580

2. 有形固定資産の減価償却累計額 70,039百万円

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

石塚マシンテクノ(株)	10百万円
計	10

4. 債権流動化に伴う買戻上限額 589百万円

5. 土地の再評価

当社及び鳴海製陶(株)は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び平成13年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

・当社

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・鳴海製陶(株)

同条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法より算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

(2) 再評価を行った日

・当社

2002年3月20日

(3) 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,969百万円

【連結損益計算書に関する注記】

1. 工場閉鎖関連損失

ガラスびん事業の生産拠点である姫路工場の生産停止に伴い、工場閉鎖関連損失1,178百万円を計上しております。主な内訳は、従業員退職関連費用491百万円、土壌改良費用376百万円、減損損失50百万円、その他260百万円であります。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて固定資産に関する特別損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額（百万円）
ガラス食器生産設備 (処分予定資産)	愛知県岩倉市	機械装置及び運搬具等	96
事務所	大阪府	建物及び構築物	17

当社グループは事業用資産について、主として事業単位でグルーピングを行っております。また、処分が決定された資産については個々の資産ごとに減損の要否を判定しています。

ガラス食器事業の生産ラインの一部について停止の意思決定を行い遊休状態になる見込みであることから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は機械装置81百万円、その他14百万円であります。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は主に処分見込額により算定しております。

また、上記とは別に一部の連結子会社の営業事務所を移転したことなどに伴い、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上に計上しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	4,219,554株	4,219,554株

2. 自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	33,677株	256株	一株	33,933株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月25日 取締役会	普通株式	188	45	2022年3月20日	2022年6月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月26日 取締役会	普通株式	146	35	2023年3月20日	2023年5月31日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループ（当社及び連結子会社）は、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入及び社債発行等による方針であります。デリバティブは、将来の原材料購入価格・為替・金利の変動によるリスクのヘッジを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理業務として、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制を敷いております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、経理担当部門が定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが120日以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジ会計の方法については「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. (8)」をご参照ください。

また、取引に係るリスク管理体制につきましては、当社においては、デリバティブ取引に係る契約締結業務は、財務部経理グループが担当しており、当社稟議規程により、役員合議の後、社長決裁を受けております。連結子会社においては、取締役会決議を経て経理担当部署が管理しており、契約締結業務は当社の財務部経理グループに連絡した上で行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 (※2)	時価(※2)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	6,164	6,164	－
(2) 社債（1年内償還予定含む）	(8,618)	(8,569)	△48
(3) 長期借入金（1年内返済予定含む）	(15,186)	(15,230)	43
(4) リース債務（1年内返済予定含む） (※3)	(3,177)	(3,111)	△66
(5) デリバティブ取引(※4)	14	14	－

(※1) 現金及び預金、有価証券（譲渡性預金）、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）、未払金並びに未払法人税等については、現金であること並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※3) 利息相当額を控除しない方法によっているリース債務2百万円は含めておりません。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注) 投資有価証券のうち非上場株式等637百万円は、市場価格がないため時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,164	—	—	6,164
デリバティブ取引	—	14	—	14
資産計	6,164	14	—	6,178

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定含む）	—	8,569	—	8,569
長期借入金（1年内返済予定含む）	—	15,230	—	15,230
リース債務（1年内返済予定含む）	—	3,111	—	3,111
負債計	—	26,912	—	26,912

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された時価を用いており、その時価は為替レート等の観察可能なインプットを用いて算出されていることから、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額（※）と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（※）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、茨城県、愛知県、兵庫県及びその他の地域において、賃貸用の工業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
5,091	6,898

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、主として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当社は従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	9,155百万円
勤務費用	419
利息費用	29
数理計算上の差異の発生額	△32
退職給付の支払額	△1,216
為替換算差額	22
退職給付債務の期末残高	8,377

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	3,636百万円
期待運用収益	80
数理計算上の差異発生額	△167
事業主からの拠出額	175
退職給付の支払額	△472
為替換算差額	5
年金資産の期末残高	3,257

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表	
積立型制度の退職給付債務	7,723百万円
年金資産	△3,257
	<hr/>
	4,466
非積立型制度の退職給付	653
	<hr/>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,120
退職給付に係る負債	5,120
	<hr/>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,120
	<hr/>
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	419百万円
利息費用	29
期待運用収益	△80
数理計算上の差異の費用処理額	66
過去勤務費用の費用処理額	△17
	<hr/>
確定給付制度に係る退職給付費用	417
	<hr/>
(5) 退職給付に係る調整額	
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	△69百万円
過去勤務費用	△17
(6) 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	△172百万円
過去勤務費用	120
(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	0.1%～1.9%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出の要拠出額は、16百万円であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益認識を分解した情報

顧客との契約から生じる収益の分解情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	ガラス びん 関連	ハウス ウェア 関連	紙容器 関連	プラス チック 容器 関連	産 業 材 材 関連	計		
顧客との契約から生 じる収益								
国内	14,539	10,184	7,147	14,526	2,498	48,895	3,741	52,636
海外	—	3,060	—	—	—	3,060	1,052	4,112
計	14,539	13,244	7,147	14,526	2,498	51,955	4,793	56,749

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】の「4. 会計方針に関する事項(7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社については、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	5,997円88銭
1株当たり当期純利益	60円26銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,918	流動負債	26,723
現金及び預金	2,784	支払手形	287
受取手形	1,680	買掛金	14,469
売掛金	10,504	短期借入金	4,016
商品及び製品	7,088	1年内償還予定の社債	539
仕掛品	58	リース債務	269
原材料及び貯蔵品	1,094	未払金	2,140
未収入金	4,158	未払費用	1,657
関係会社短期貸付金	6,462	未払消費税等	103
有償受給に係る資産	2,097	前受金	68
その他	990	預り金	96
貸倒引当金	△2	賞与引当金	239
固定資産	38,504	設備関係支払手形	134
有形固定資産	22,475	有償支給に係る負債	2,097
建物	4,467	その他	600
構築物	323	固定負債	28,899
機械装置	1,564	社債	7,078
車両運搬具	6	長期借入金	13,268
工具、器具及び備品	547	リース債務	584
土地	12,456	長期未払金	1,071
リース資産	713	再評価に係る繰延税金負債	2,614
建設仮勘定	2,395	退職給付引当金	3,850
無形固定資産	28	汚染負荷量引当金	402
ソフトウェア	17	その他	30
その他	10	負債合計	55,623
投資その他の資産	16,000	(純資産の部)	
投資有価証券	4,412	株主資本	12,972
関係会社株式	11,063	資本金	6,344
関係会社長期貸付金	109	資本剰余金	4,566
その他	430	資本準備金	3,391
貸倒引当金	△15	その他資本剰余金	1,174
繰延資産	152	利益剰余金	2,147
社債発行費	152	利益準備金	1
資産合計	75,575	その他利益剰余金	2,146
		繰越利益剰余金	2,146
		自己株式	△86
		評価・換算差額等	6,980
		その他有価証券評価差額金	1,640
		土地再評価差額金	5,340
		純資産合計	19,952
		負債及び純資産合計	75,575

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（自 2022年3月21日）
（至 2023年3月20日）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		36,739
売 上 原 価		31,512
売 上 総 利 益		5,227
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,329
営 業 損 失		△102
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,503	
受 取 賃 貸 料	1,083	
そ の 他	187	2,773
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	197	
賃 貸 収 入 原 価	499	
そ の 他	434	1,131
経 常 利 益		1,539
特 別 損 失		
工 場 閉 鎖 関 連 損 失	1,178	
減 損 損 失	96	1,274
税 引 前 当 期 純 利 益		265
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13	
法 人 税 等 調 整 額	91	105
当 期 純 利 益		159

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

(自 2022年3月21日)
(至 2023年3月20日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	6,344	3,391	1,174	4,566	1	2,183	2,184	△85	13,009
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△7	△7		△7
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	6,344	3,391	1,174	4,566	1	2,175	2,176	△85	13,001
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△188	△188		△188
当 期 純 利 益						159	159		159
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変 動 額 (純 額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△29	△29	△0	△29
当 期 末 残 高	6,344	3,391	1,174	4,566	1	2,146	2,147	△86	12,972

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,660	5,340	7,000	20,009
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△7
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,660	5,340	7,000	20,001
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△188
当 期 純 利 益				159
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変 動 額 (純 額)	△19	—	△19	△19
事業年度中の変動額合計	△19	—	△19	△49
当 期 末 残 高	1,640	5,340	6,980	19,952

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

受払記録のあるもの 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他のもの 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

岩倉工場・東京工場・ 定額法

姫路工場・福崎工場

上記以外

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～47年

機械装置 2年～9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年3月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算差額

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(4) 汚染負荷量引当金

当社が吸収合併した旧㈱アサヒビールパックスが過去に有していた吹田及び関東工場に係る汚染負荷量賦課金の支払に備えるため、将来にわたって発生する汚染負荷量賦課金総額の現在価値を汚染負荷量引当金として計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 重要な収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、ガラスびん・ハウスウェア・プラスチック容器の製造及び販売、並びにこれらに関連した事業活動を展開しております。製品の製造・販売については、主に完成した製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しております。したがって、製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

その他に、顧客から原材料等を仕入れ加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

8. ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によって行うこととしております。なお、為替予約及び通貨オプションについては、振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下の通りです。

(1) 顧客に支払われる対価

販売手数料等の顧客に支払われる対価について、従来は主に販売費及び一般管理費に計上していましたが、売上高から控除する方法に変更しております。また、顧客から原材料等を仕入れ、加

工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、従来は仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 輸出取引

出荷時に収益を認識していた輸出版売の一部において、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が19,186百万円、売上原価が19,177百万円、販売費及び一般管理費が5百万円並びに営業外費用が11百万円減少しました。したがって、営業利益が3百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ7百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は7百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(固定資産の減損損失の認識の要否)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、ガラスびん事業の資産グループ(帳簿価額3,483百万円)及びガラス食器事業の資産グループ(帳簿価額2,524百万円)について減損の兆候が認められたことから、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが各資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は事業用資産について、主として事業単位でグルーピングを行っております。収益性の低下や著しい経営環境の悪化等により減損の兆候がある資産グループがある場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候がある資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、翌年度事業計画等を基礎としており、その主要な仮定はエネルギー価格とこれを反映した売上単価であります。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

見積りの主要な仮定は、計算書類作成時点において入手可能な外部データや過去からの実績の長期趨勢に基づいており、地政学的問題を発端とするエネルギー価格の動向を予測することは難しく不確実性を伴うものであるため、割引前将来キャッシュ・フローの見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務

担保に供している資産

建物	1,492百万円
構築物	186
機械装置	1,539
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	530
土地	6,099
投資有価証券	1,901
計	11,755

担保資産に対応する債務

短期借入金	300百万円
未払金	195
長期未払金	978
計	1,474

2. 有形固定資産の減価償却累計額 39,784百万円

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

大阪アテリア(株)	116百万円
ウイストン(株)	54
石塚マシンテクノ(株)	10
計	180

4. 債権流動化に伴う債権買戻上限額 589百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	4,639百万円
長期金銭債権	8
短期金銭債務	11,633
長期金銭債務	0

6. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び平成13年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

(2) 再評価を行った日

2002年3月20日

(3) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,506百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 工場閉鎖関連損失

ガラスびん事業の生産拠点である姫路工場の生産停止に伴い、工場閉鎖関連損失1,178百万円を計上しております。主な内訳は、従業員退職関連費用491百万円、土壌改良費用376百万円、減損損失50百万円、その他260百万円であります。

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について固定資産に関する特別損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額（百万円）
ガラス食器生産設備 (処分予定資産)	愛知県岩倉市	機械装置及び運搬具等	96

当社は事業用資産について、主として事業単位でグルーピングを行っております。また、処分が決定された資産については個々の資産ごとに減損の要否を判定しています。

ガラス食器事業の生産ラインの一部について停止の意思決定を行い休止状態になる見込みであることから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は機械装置81百万円、その他14百万円であります。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は主に処分見込額により算定しております。

3. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	2,551百万円
仕入高	12,786
その他	4,657

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	2,370
営業外費用	13

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	33,677株	256株	一株	33,933株

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	1,178百万円
繰越欠損金	1,085
減価償却費	633
投資有価証券評価損	315
汚染負荷量引当金	123
長期未払金	116
棚卸資産評価損	76
賞与引当金	73
会社分割による子会社株式調整額	34
未払社会保険料	25
その他	79
繰延税金資産小計	3,740
評価性引当額	△2,897
繰延税金資産合計	843
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△527
会社分割による子会社株式調整額	△39
資産評価差額金	△33
繰延税金負債合計	△599
繰延税金資産の純額	243

なお、上記のほか再評価に係る繰延税金負債2,614百万円が計上されております。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ガラス製品製造設備及び事務機器の一部については、リース契約により使用しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、【重要な会計方針に係る事項に関する注記】の「7. 重要な収益の計上基準」に記載のとおりであります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有の割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	アデリア㈱	所有 直接 100	役員の兼任 製品の販売	製品の販売 (注1)	2,371	売掛金	968
				資金の借入 (注2)	1,351	短期借入金	876
				利息の支払 (注2)	13	未払費用	5
子会社	日本パリソン㈱	所有 直接 89.75 間接 0.25	役員の兼任 資金の貸付及び 借入 商品の仕入 設備の賃貸 設備等の購入の 立替 資材仕入の立替	資金の貸付 (注2)	3,983	関係会社 短期貸付金	5,230
				利息の受取 (注2)	34	未収収益	20
				商品の仕入 (注4)	11,802	買掛金	10,001
				賃貸収入 (注5)	797	—	—
				設備等の購入の 立替	—	未収金	986
				資材仕入の立替	—	未収金	2,154
子会社	鳴海製陶㈱	所有 直接 100	役員の兼任 債務被保証	債務被保証 (注6)	525	—	—
子会社	石塚王子ペーパー パッケージング㈱	所有 直接 60	役員の兼任 資金の貸付 商品の仕入 設備の賃貸	資金の貸付 (注3) 利息の受取 (注3)	— 9	関係会社 短期貸付金 —	900 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 製品の販売については、当社製品の市場価格から算定した価格及び当社における総原価を検討の上、決定しております。
- (注2) 日本パリソン㈱に対する資金の貸付並びにアデリア㈱からの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額については、期中平均残高を記載しております。
- (注3) 石塚王子ペーパーパッケージング㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注4) 日本パリソン㈱からの商品の仕入については、当該商品の市場価格から算定した価格及び両社から提示された総原価等を検討の上、決定しております。
- (注5) 日本パリソン㈱に賃貸している土地・建物等に対して、近隣の地代及び資産の評価額を勘案して賃貸料を合理的に決定しております。
- (注6) 当社は、金融機関からの借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	4,766円93銭
1株当たり当期純利益	38円06銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

石塚硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井明紀子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野秀俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石塚硝子株式会社の2022年3月21日から2023年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石塚硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

石塚硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅井明紀子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧野秀俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石塚硝子株式会社の2022年3月21日から2023年3月20日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月21日から2023年3月20日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い、取締役、執行役員、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月8日

石塚硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 大 橋 茂 夫 ㊟

社外監査役 加 藤 茂 ㊟

社外監査役 小 栗 悟 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いしづか ひさつぐ 石塚久継 (1965年 4月2日)	1990年4月 株式会社富士銀行入行 1997年9月 当社入社 2004年6月 当社取締役兼執行役員ガラスびんカンパニー社長 2009年6月 当社常務取締役 2011年6月 当社取締役副社長営業部門・管理部門管掌 2013年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 遠東石塚グリーンペット株式会社代表取締役 日本パリソン株式会社代表取締役会長	48,300株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>石塚久継氏は、管理部門、ガラスびん事業を中心に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有しております。また、2013年6月に当社代表取締役に就任し、当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	<p style="text-align: center;">くろ やなぎ ひろ し 畔 柳 博 史 (1960年 8月5日)</p>	<p>1984年4月 株式会社富士銀行入行 2012年6月 当社入社 2012年6月 当社執行役員経営企画部長 2013年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部長 2014年6月 当社取締役兼執行役員管理本部長兼 経営企画部長兼内部統制担当 2018年3月 当社取締役兼執行役員財務部長兼 経営企画部長 内部統制担当 グル ープ連携担当 2018年6月 当社取締役兼常務執行役員財務部長 兼経営企画部長 内部統制担当 グ ループ連携担当 2020年3月 当社取締役常務執行役員経営企画部 長兼財務部長 内部統制担当 グル ープ連携担当 人事・総務部管掌 2023年5月 当社取締役常務執行役員経営企画部 長兼財務部長 内部統制担当 グル ープ連携担当 人事・総務部管掌 未来挑戦部管掌 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 久金属工業株式会社取締役 鳴海製陶株式会社取締役 石硝運輸株式会社取締役</p>	7,800株
<p>取締役候補者とした理由 畔柳博史氏は、金融機関における豊富な経験と実績を有しております。また、当社へ入社後、管理部門に携わり、当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	きた やま さとし 北山 聡 (1958年 10月20日)	1981年3月 当社入社 2007年8月 当社ガラスびんカンパニー業務部長 2012年6月 当社執行役員管理本部財務部長 2018年3月 当社執行役員ハウスウェアカンパニー社長 2018年6月 当社取締役執行役員ハウスウェアカンパニー社長(現任) (重要な兼職の状況) アデリア株式会社取締役 鳴海製陶株式会社取締役 北洋硝子株式会社取締役	6,500株
取締役候補者とした理由 北山聡氏は、ガラスびん事業・ガラス食器事業・財務部門に携わり当社における業務上の豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			
4	しも みや たか み 下宮 尚己 (1958年 3月11日)	1980年4月 三井物産株式会社入社 2009年10月 当社入社 2013年6月 当社執行役員プラスチックカンパニー社長 2018年3月 当社執行役員アドバンストガラスカンパニー社長兼新事業創出カンパニー社長 2018年6月 当社取締役兼執行役員アドバンストガラスカンパニー社長兼新事業創出カンパニー社長 2019年5月 当社取締役兼執行役員アドバンストガラスカンパニー社長兼新事業創出カンパニー社長 非容器事業担当 2020年3月 当社取締役執行役員新事業・機能材料カンパニー社長兼イノベーション推進部長 非容器事業担当 2022年3月 当社取締役執行役員新事業・機能材料カンパニー社長兼イノベーション推進部長 2022年9月 当社取締役執行役員新事業・機能材料カンパニー社長(現任)	6,100株
取締役候補者とした理由 下宮尚己氏は、商社において樹脂関連の豊富な経験と実績を有しております。また、当社入社後、プラスチック事業に携わり、当社グループ経営に貢献しております。これらの実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	ごとう たけお 後藤武夫 (1945年 4月10日)	1972年3月 弁護士登録 1979年4月 後藤武夫法律事務所 開設 同 所長 2006年6月 当社監査役 2014年6月 当社取締役(現任) 2023年1月 弁護士法人後藤・鈴木法律事務所 設立 同 代表社員 弁護士(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社シイエム・シイ 社外監査役	3,800株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>後藤武夫氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い見識を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外取締役として大局の見地から助言をいただき、職務を適切に遂行していただくことを期待しております。</p>			
6	やすきた ちさ 安北千差 (1972年 3月31日)	2005年4月 0.1.L.design設立 同 代表(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	1,100株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>安北千差氏は、生活雑貨流通業界においてデザイナーとして豊富な経験と知識を有しております。これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役として大所高所から助言をいただき、職務を適切に遂行していただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 後藤武夫、安北千差の両氏は、社外取締役候補者であります。また、後藤武夫、安北千差の両氏が選任された場合は、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 後藤武夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年となります。なお、同氏は、過去に当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は8年であります。
4. 安北千差氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、後藤武夫、安北千差の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第31条第2項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、後藤武夫、安北千差の両氏の再任が承認された場合は、両氏の間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は取締役を選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、次回更新時には同内容で更新を予定しております。
7. 取締役畔柳博史氏は、2023年6月15日付で人事・総務部管掌が解除されます。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役加藤茂および小栗悟の両氏の補欠監査役として松田茂樹氏を、監査役大橋茂夫氏の補欠監査役として石原浩氏を選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、松田茂樹、石原浩の両氏を選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつ だ しげ き 松田茂樹 (1961年 5月21日)	1986年10月 監査法人丸の内会計事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1994年1月 松田公認会計士事務所 開設(現任) 2004年1月 税理士法人 あいき 設立 代表社員就任(現任) 2012年4月 国立大学法人 名古屋工業大学 監事 2013年4月 株式会社F U J I 非常勤監査役就任(現任) 2015年4月 ローランドディー、ジー、株式会社 非常勤監査役就任	0株
2	いし はら ひろし 石原浩 (1956年 3月10日)	1978年4月 株式会社富士銀行入行 2008年4月 当社入社 2011年6月 人事総務部付部長 2016年3月 当社退社 2016年3月 ウイストン株式会社 取締役営業部長兼総務部長 2019年6月 ウイストン株式会社 取締役総務部長(現任)	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者松田茂樹氏は社外監査役の要件を満たしております。また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
3. 松田茂樹氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地並びに会計・税務に関する高い見識を有しており、補欠監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、松田茂樹氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第39条第2項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

6. ウイストン株式会社は当社子会社による出資を含め、100%出資の子会社であります。石原浩氏は、2023年6月開催予定のウイストン株式会社第51回定時株主総会において、ウイストン株式会社の取締役を退任する予定です。

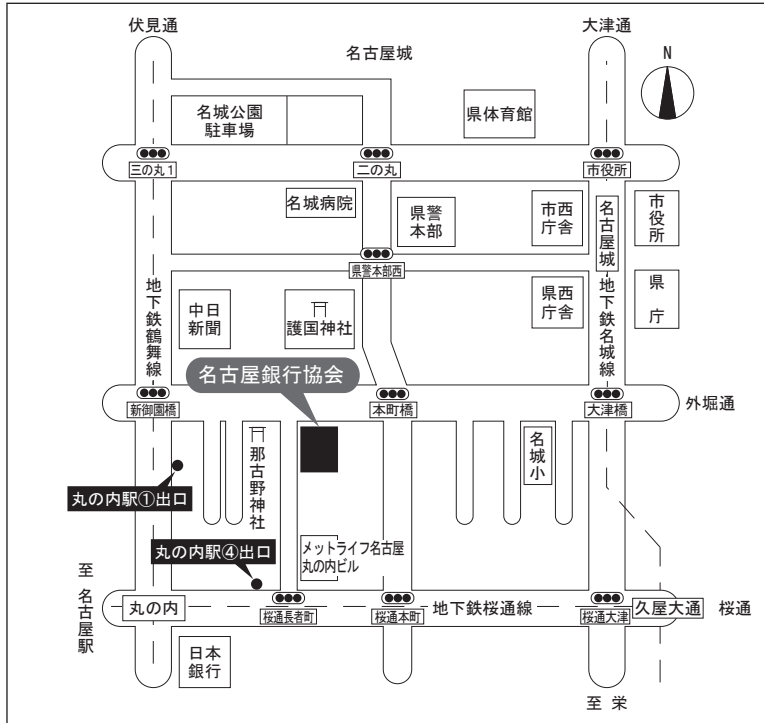
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋銀行協会 2階 201号室

住所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号

交通機関 地下鉄 桜通線・鶴舞線「丸の内駅」①、④番出口より徒歩6分



◎駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。